

総務教育常任委員会資料

(令和2年11月27日)

〔件名〕

- ・ 「地方創生実現財政基盤強化知事連盟」の国への要望活動について
【財政課】・・・2
- ・ 令和元年度の業務適正化（内部統制）の取組に係る評価結果について
【行政監察・法人指導課、人事企画課】・・・3
- ・ 第2回イクボス充実度アンケート調査結果について
【職員支援課】・・・4
- ・ 第2回鳥取県・米子市新体育館整備検討委員会の開催結果について
【資産活用推進課】・・・5
- ・ 鳥取県立布勢総合運動公園ネーミングライツパートナー募集について
【資産活用推進課】・・・6
- ・ 令和2年度第2回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の開催結果について
【人権・同和対策課】・・・7

総 務 部

「地方創生実現財政基盤強化知事連盟」の国への要望活動について

令和2年11月27日
財 政 課

11月18日（水）に、「地方創生実現財政基盤強化知事連盟」として、令和3年度地方財政対策に向けて、以下のとおり総務省に要望活動を行いました。

- 1 日時 令和2年11月18日（水） 11：30～11：45
- 2 相手方 武田良太総務大臣
- 3 要望者 地方創生実現財政基盤強化知事連盟（鳥取県知事、新潟県知事、徳島県）

4 主な要望内容

- 令和3年度地方財政計画に以下の事項を反映すること。
- ・新型コロナウイルスの影響により、地方税や、交付税の原資となる国税の収入の急激な落ち込みが見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策や別枠の加算により臨時財政対策債の増加を抑制すること。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込みにより、地方税収が基準財政収入額で見込んだ額から大きく減少することが懸念されるため、地方消費税をはじめ減収が見込まれる税目を減収補填債の発行対象に追加すること。
 - ・地域経済の回復や人口減少対策、地域社会の持続性確保などの様々な課題に的確に対応していく必要があることから、地域社会再生事業費を継続するとともに、算定にあたっては、偏在是正効果が十分に発揮されるよう、地域社会の維持、再生に取り組む必要性の高い団体により重点的に配分し、財源調整機能が適切に発揮されるようにすること。
 - ・「緊急防災・減災事業債」を恒久化するとともに、対象事業を一層拡充すること。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、5年間延長し、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」についても、制度を継続するとともに、対象事業の拡充を図ること。

5 要望結果

要望を受けて、武田大臣からは、

- ・減収補填債の対象拡大については、新型コロナの緊急事態であるから、柔軟にやらざるを得ない
 - ・緊急防災・減災事業債については、延長したいと考えている。
 - ・緊急浸水推進事業債については、ため池等への拡充を検討したい。
- 旨のコメントがありました。

（参考1）令和3年度の地方財政対策を巡る動向

令和2年9月に公表された地方財政収支の仮試算によると、地方一般財源総額としては同水準が維持される方針であるものの、臨時財政対策債の割合が大幅に増加する見込である。

- ・臨時財政対策債 6.8兆円（R2年度比 +3.7兆円）
- ・交付税 16.2兆円（R2年度比 ▲0.4兆円）

（参考2）地方創生実現財政基盤強化知事連盟

①設立趣旨

人口規模の小さな県や面積が広大な道県においても、都道府県ごとに見ても確実に一般財源総額が増加し、地方創生に向けた持続可能な財政基盤が確立できるよう、地方交付税の財源調整機能の充実・強化を国に強く求めていく必要があるとして、現状と問題意識を共有する道県が連携。

要望活動の結果、令和2年度地方財政計画において、地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」が創設された。

- ②構成 北海道知事、青森県知事、秋田県知事、新潟県知事、山梨県知事、長野県知事、鳥取県知事、島根県知事、山口県知事、徳島県知事、高知県知事 計 11道県（下線は設立発起人）

③活動経過

- ・令和元年 5月31日 連盟設立、総務大臣への要望活動
- ・ 同年 6月12日 内閣府副大臣への要望活動
- ・ 同年 9月 地方交付税法に基づく意見申出
- ・ 同年 11月6日 総務大臣政務官への要望活動
- ・令和2年 9月 地方交付税法に基づく意見申出
- ・ 同年 11月18日 総務大臣への要望活動

令和元年度の業務適正化（内部統制）の取組に係る評価結果について

令和2年11月27日
行政監察・法人指導課
人事企画課

業務適正化（内部統制）について、令和元年度の試行的な取組に対する評価結果を取りまとめ、監査委員の意見を付して報告します。（※監査委員の意見は別途監査委員事務局から報告します。）

1 評価方法

評価所管課（行政監察・法人指導課）が対象事務の制度所管課が実施する実地検査に同行し、未然防止策の実施状況や不適切な事務の発生状況を把握するとともに、各所属で実施する自己点検の結果からリスクの発生の可能性を確認し、評価した。

2 評価結果

(1) 全体的評価（業務適正化を推進するための体制や制度）

重大な不備は認められなかった。

ただし、基本方針の策定から評価基準日（R2.3.31）までの期間が1月余と短く、業務適正化の取組が定着しているとは言い難い。

(2) 業務レベルの評価（財務、個人情報管理、公文書管理、情報管理の4業務）

ア 実施検査

75所属を対象に行った実地検査の結果、不適切な事務が22所属（29.3%）で延べ44項目あり、対応策が講じられている。

イ 自己点検

208全所属で自己点検を行った結果、不適切な事務が117所属（56.3%）で延べ511項目あり、対応策が講じられている。

ウ 未然防止策の検証

不適切な事務への対応策を検証したところ、重大な不備はないものと認められる。

なお、不適切な事務への対応策の見直しが必要と認められるものは、5項目あった。

区分	不適切な事務	制度所管課が実施することとした対応策	評価所管課（行政監察・法人指導課）が必要と考える対応策
財務	支払いの遅延	担当以外の者が請求書を保管し、進捗管理を行う。	担当以外の者が請求書を保管して進捗管理する対応策が定着していない。 対応策の定着に向けて職員への周知徹底等を図ること。
個人情報管理	個人情報の流出	個人情報の管理について、チェックリストを用いて、複数の者で確認することを徹底する。	研修等により徹底を図っているが、ダブルチェックを怠るケースが見受けられ、流出事故も繰り返し発生している。複数の者で個人情報を取り扱うよう確認状況を記録する仕組みを整備すること。
	個人情報取扱事務責任者の未選任	毎年開催する研修で周知する。	責任者の役割について定めがないし、担当以外の者を責任者にしても効果的ではないと考えられる。必要性を再検討すること。
公文書管理	簿冊の完結処理の未実施	完結処理を実施するよう随時周知する。	完結処理を行わないと保存期間が起算されないため、簿冊の整理が進まないし、紛失の危険もある。所属での一括処理又は自動処理ができるよう文書管理システムを改修すること。
情報管理	個人情報へのパスワードの未設定	毎年開催する研修で周知する。	パスワードの設定や管理の方法がルール化されていないため、人事異動等に伴って忘れられてしまう危険がある。パスワードの設定されていない個人情報ファイルが残っていることも考えると、セキュリティに配慮したシステムの整備を検討すること。

3 評価結果に対する取組

- 見直しが必要とされた上記5項目の対応策について、業務適正化推進本部会議（10月19日開催）において、庁内へ周知し、具体的に取組を進めていくことを確認した。
- 業務適正化の取組に対する職員への更なる周知・意識改革を図るため、データベースを活用した研修を実施している。（11月～12月）

4 監査委員の意見に対する取組

- 11月26日に知事へ提出された監査委員からの意見を踏まえ、改善策を検討する。

第2回イクボス充実度アンケート調査結果について

令和2年11月27日
女性活躍推進課
職員支援課

イクボス宣言を行った都道府県及び市区町村を対象に特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパンが実施した「第2回イクボス充実度アンケート調査」において、本県が都道府県部門ランキング2位（前回3位）となりました。

1 調査の概要

- (1) 主催者 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン
- (2) 調査対象 令和2年3月末までにイクボス宣言を行った都道府県（47）及び市区町村（181）の計228団体（有効回答数：124（都道府県37・市区町村87））
- (3) 調査目的 イクボス宣言をした自治体の現状把握及びより効果的な支援の実現を図る。
- (4) 調査内容
 - ・イクボスを推進又は充実させるにあたっての環境整備の状況
 - ・イクボスを推進又は充実させたことの客観的な成果数値の状況

2 調査結果

1位 三重県（前回1位） **2位 鳥取県（前回3位）** 3位 広島県（前回2位）
4位 神奈川県（前回4位） 5位 愛媛県（前回4位）、静岡県（前回未回答） ※前回調査：平成29年度

3 評価の理由（主催者事務局のコメント）

- ・イクボス推進及び浸透に必要な取組を相当に実施、内容にも独自性がある。
- ・成果を上げる上で必要な取組内容が具体的であり、管理職及び採用者に占める女性比率など着実に成果として現れている。

4 主な取組と成果

(1) 取組

（県庁内での主な取組）

- ・管理職全員による「イクボス・ファミボス宣言」や「イクボス・ファミボス研修」の実施
- ・毎月19日の「とっとり育児の日」にあわせて「イクボス・ファミボス通信」を全職員に発信
- ・管理職の人事評価において「イクボス・ファミボス度」を評価

（県内企業等に向けた主な取組）

- ・イクボス・ファミボス宣言企業を対象にした企業説明会の開催
- ・イクボス・ファミボス宣言優良企業の表彰、取組事例の発信
- ・社会保険労務士、介護支援コーディネーターの派遣による働きやすい職場環境づくりに向けた支援

(2) 成果

- ・県の管理職に占める女性職員の割合（内閣府調査） 13.0%（H27.4） → 20.3%（H31.4）（全国1位）
- ・県の採用者に占める女性職員の割合（知事部局等） 35.6%（H27年度） → 47.6%（R1年度）
- ・県の男性職員の育児休業の取得割合（知事部局等） 6.8%（H27年度） → 30.0%（R1年度）
- ・「イクボス・ファミボス宣言」企業の数 H27.6開始 → 634社（R2.10末現在）

第2回鳥取県・米子市新体育館整備検討委員会の開催結果について

令和2年11月27日
資産活用推進課

鳥取県と米子市において検討している県立米子産業体育館、米子市民体育館及び米子市営武道館の統廃合による新体育館整備に関し、求められる機能などについて意見を伺うため、利用者、有識者等による「鳥取県・米子市新体育館整備検討委員会」の第2回委員会を下記のとおり開催しました。

記

- 1 日時 10月21日（水）午後1時30分～3時
- 2 場所 米子コンベンションセンター 国際会議室
- 3 議題 鳥取県・米子市の新体育館の整備に係る基本的な考え方（案）について
- 4 出席者

氏名	所属	備考
原田 宗彦	早稲田大学スポーツ科学学術院	委員長
高増 佳子	米子工業高等専門学校建築学科	副委員長
関 耕二	鳥取大学地域学部	
山口 ますみ	米子市バレーボール協会	
寺坂 公	米子市柔道連盟	
板井 寛典	米子市バスケットボール協会	
北村 貴宏	米子市体操協会	
植田 睦美	米子市バドミントン協会	
湯原 章	米子市テニス協会	
福留 史朗	鳥取県障がい者スポーツ協会	
田村 保之	啓成地区自治連合会	

〔行政出席者〕 鳥取県：資産活用推進課、スポーツ課
米子市：スポーツ振興課、調査課

5 内容

○新体育館の整備に係る基本的な考え方（案）について事務局から委員に説明を行った。

- (1) 新体育館整備の趣旨
県西部のスポーツ拠点として地域活性化に資する施設とする。
- (2) 基本コンセプト
 - ・年齢や障害の有無を問わず誰もがスポーツに親しみ健康づくりに役立つ施設
 - ・スポーツをはじめとした交流人口の拡大を通じた地域活性化に資する施設
 - ・安心、安全なまちづくりに貢献する施設
- (3) 新体育館の整備場所：東山公園内（現米子市民体育館、補助グラウンド所在エリア）
- (4) 施設構成と機能
施設規模は10,000㎡程度を想定
（メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、会議室等の諸室、駐車場等）
※バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を徹底、空調施設も整備。
- (5) 整備手法：PPP/PFI手法の導入をR3年度に検討
- (6) 整備費：今後試算していくが、近年PPP/PFIで整備された体育館の事例では整備単価は50～60万円/㎡前後（維持管理費別）

○主な意見

- ・駐車場について不足することが心配される。立体駐車場なども検討した方がよいのではないかと。
- ・駐車場の台数を増やすことより、駐車場の有料化など車をどうやって減らすかという観点も必要。大きな駐車場を作ってもピーク時と閑散期とのバランスで無駄な施設になってしまう。
- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインについて、ぜひ国際パラリンピック委員会のガイドラインに沿った設計としてほしい。

6 今後の予定

- R3.1 第3回検討委員会の開催（基本計画案を提示、意見交換）
- R3.2～3 基本計画案を県・市議会に報告

鳥取県立布勢総合運動公園ネーミングライツパートナー募集について

令和2年11月27日
資産活用推進課

県立布勢総合運動公園に係るネーミングライツ（施設命名権）について、令和3年4月からの新たなパートナー獲得のため、下記のとおり公募手続きを開始します。

記

1 経緯

県立布勢総合運動公園に係るネーミングライツについては、平成20年度より現在までコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社との間で契約更新を行ってきたが、同社との協議により今年度末をもって契約が満了することとなった。

これに伴い、市場調査も踏まえた新たな条件による公募手続きを開始するもの。

2 対象施設

鳥取県立布勢総合運動公園（鳥取市布勢146-1）

【施設の概要】

- ・施設内容：陸上競技場、補助競技場、野球場、球技場、県民体育館、テニスコート、多目的広場、遊具広場ほか
- ・利用者数：年間約100万人
- ・指定管理者：公益財団法人鳥取県スポーツ協会

3 公募スケジュール

- | | |
|----------|-------------------|
| 11月下旬～1月 | 公募（約1か月間）、パートナー決定 |
| 1月～3月 | 変更準備 |
| 4月 | 新愛称使用開始、看板変更等 |

4 募集概要

（1）応募資格

県広告事業実施要綱の規制業種（暴力団関係事業者、風俗営業等）に該当しない法人

（2）募集金額

年額1,000万円以上

※ただし、コロナ禍の一時的措置として最低応募価格を年額800万円に設定

（3）契約期間

3年以上

（4）その他

契約更新時に係る優先交渉権を付与

5 選定方法

応募金額及び契約期間の提案内容に応じて評価し、最も高い得点者を優先交渉権者として選定し、必要事項を協議の上、契約を締結

令和2年度第2回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の開催結果について

令和2年11月27日
人権・同和対策課

鳥取県人権尊重の社会づくり条例第7条に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を開催しましたので、その結果について報告します。

- 1 日 時 令和2年10月26日（月）午後1時15分から3時まで
- 2 場 所 県庁特別会議室
- 3 議 題 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正について
- 4 協議結果
 - ・すべての人権課題に関わる差別や誹謗中傷などについて、それらを防止するための規定を条例に明記することが適当であること。
 - ・協議会、関係団体等の意見を踏まえて事務局が具体的な改正案を検討し、次回の協議会で議論すること。
- 5 主な意見
 - (1) 誹謗中傷や差別的取扱い等を禁ずる規定を新設することについて
 - ・条例化には賛成（多数）
 - ・表現の自由や差別の実態を考慮して検討すべき
 - (2) 規定の形式や表現等について
 - ア 規定すべき事項
 - ・禁止事項だけでなく積極的な理念も規定すべき
 - ・「差別をなくすための県民の行動」を明記すべき
 - イ 禁止規定の形式等
 - ・「…してはならない」はきつい表現。条例に書かなくてはいけないか
 - ・「誹謗中傷から守られる権利を有する」と規定し県、市町村が何をすべきか規定すべき
 - ・「差別行為」や「差別助長行為」も該当するのか整理が必要
 - ウ 例示として規定すべき差別理由
 - ・職業差別、外国人労働者、医療従事者への差別も規定すべき
 - ・こどもの「いじめ」も入れられないか
 - ・経済的理由による差別を入れるべき
 - ・職業差別を入れてほしい。こどものいじめを念頭に「外見」による差別を入れてほしい
 - (3) 罰則を設けないことについて
 - ・罰則のない条例で効果があるのか
 - ・罰則がないとすれば差別事例を見つけてフォローする体制を考慮すべき

<参考：鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正の内容(案)>

①誹謗中傷や差別的取扱い等を禁ずる規定の新設

<条文案>

「何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障がい、病気その他の事由を理由として、インターネット等を通じた誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動又は不当な差別的取扱いをしてはならない。」

※併せて規定すべき内容等を検討

②罰則規定等

罰則規定は設けず、差別の抑止や解消のための措置等について、条例又は人権施策基本方針に定める予定。

◆鳥取県人権尊重の社会づくり協議会

委員：26名、会長：荒益正信（鳥取県人権教育アドバイザー）

人権に関し学識経験を有する者で構成され、人権施策基本方針等人権施策、人権尊重の社会づくりに関する事項について意見を述べる。